

IMSBC コード未掲載貨物の運送要件の決定方針

1. 決定に当たって考慮すべき事項

IMSBC コードの運送要件の相場観

IMSBC コードの類似物質の運送要件

これまで安全に運送していた実績（運送開始年、積み地、揚げ地、運送量、頻度等）と安全確保のために注意していた運送上の条件

2. 運送要件の決定方針

(1) 一般的運送要件

IMSBC コードの運送要件の相場観から運送要件の一般的要件（原則として全ての貨物に課す要件又は全ての貨物について適用の必要性を検討する要件）を以下のとおりとする。

) 積荷役時の要件

全ての貨物について、荷崩れ防止を目的として、コード本文第4章及び第5章に従った荷繰りを適用することを原則とする。

) 特別要件

防塵対策（ビルジウエルに貨物侵入保護措置、貨物塵埃からの機関区域・居住区域の保護措置、貨物塵埃に晒される人員の保護眼鏡等の着用等）の要件については、IMSBC コードの個別スケジュールで多くの貨物が要件として定められていることから、全ての貨物に適用の必要性を検討する。

) 天候の要件

種別 A（液化化貨物）については、液化化の危険性を防止するため、水分値の運送許容水分値以下の維持、雨中荷役禁止、及び荷役していない船倉ハッチカバーの閉鎖を全ての貨物に適用することを原則とする。

(2) その他の運送要件

上記(1)の一般的運送要件に加え、貨物の性状、危険性に応じ、これまで安全に運送していた実績と安全確保のために注意していた運送上の条件、IMSBC コードの類似物質の運送要件等を考慮して、貨物毎に個別に運送要件を決定する。

各運送要件の種別毎の規定割合

IMSBCコードの個別スケジュールに規定されている各運送要件(積付・隔離、船倉清浄、天候、積荷役時、特別要件、通風、運送時、揚荷役時、清掃)について、種別毎に当該要件が定められている貨物の割合を次表にまとめた。

種別	物質数	積付・隔離	船倉清浄	天候	積荷役時	特別要件	通風	運送時	揚荷役時	清掃
C(危険性の記述なし)	72	3%	15%	33%	100%	60%	13%	11%	13%	18%
C(危険性の記述あり)	19	26%	53%	63%	100%	79%	47%	42%	32%	47%
A	10	30%	40%	90%	100%	100%	50%	70%	0%	20%
B	51	96%	92%	82%	100%	98%	78%	61%	39%	37%

上記の表から言えることとしては、危険物やMHB等としての危険性や液状化の危険性がより高いものほど多くの物質について何らかの要件が規定される割合が多くなっている。個別の要件毎について見てみると以下のことが言える。

- 1) 積付・隔離要件については、危険性がある種別ほど規定割合が高くなり、種別Bはほぼ全ての貨物について何らかの規定がある。
- 2) 船倉清浄の要件については、危険性がある種別ほど規定割合が高くなり、種別Bはほぼ全ての貨物について何らかの規定がある。
- 3) 天候の要件については、危険性がある種別ほど規定割合が高くなるが、水分値が増加すると液状化の危険性が高くなる種別Aはほぼ全ての貨物について規定がある。
- 4) 積荷役時の要件については、荷崩れ防止のための要件等が種別に関係なく全ての貨物について規定されている。
- 5) 特別要件については、種別C(危険性の記述なし)は60%、種別C(危険性の記述あり)は80%、種別A及び種別Bはほぼ全ての貨物について何らかの規定がある。
- 6) 通風の要件については、種別C(危険性の記述なし)は15%程度、種別C(危険性の記述あり)及び種別Aは50%程度、種別Bは80%の貨物について何らかの規定がある。
- 7) 運送時の要件については、種別C(危険性の記述なし)は10%程度、種別C(危険性の記述あり)は40%程度、種別A及び種別Bは60%～70%の貨物について何らかの規定がある。
- 8) 揚荷役時の要件については、種別C(危険性の記述なし)は10%程度、種別C(危険性の記述あり)及び種別Bは30%～40%程度の貨物に何らかの規定があるが、種別Aは規定のある貨物がない。
- 9) 清掃の要件については、種別C(危険性の記述なし)及び種別Aは20%程度、種別C(危険性の記述あり)及び種別Bは40%～50%程度の貨物に何らかの規定がある。

種別毎の典型的な運送要件

IMSBCコードの個別スケジュールに規定されている種別毎の典型的な運送要件を把握するため、各種別毎に半数程度以上の貨物に共通する要件を次表にまとめた。なお、IMSBCコードの個別スケジュールでは、次表の要件に加え、貨物毎に貨物の性状に応じた様々な要件が定められている。

：ほとんどの貨物(90%以上)の要件、　：多くの貨物(90%～70%)の要件、　：半数程度(70%～40%)の貨物の要件

種別	船倉清浄	天候	積荷役時	特別要件	通風	運送時
C(危険性の記述なし)	-	可能な限り乾燥維持。 雨中荷役禁止 荷役していない船倉ハッチカバーの閉鎖	4章、5章に従った荷繰り	防塵対策(ビルジウェルに貨物侵入保護措置。貨物塵埃からの機関区域・居住区域の保護措置。貨物塵埃に晒される人員の保護眼鏡等の着用。)	-	-
C(危険性の記述あり)	清浄・乾燥	可能な限り乾燥維持。 雨中荷役禁止 荷役していない船倉ハッチカバーの閉鎖	4章、5章に従った荷繰り	防塵対策(ビルジウェルに貨物侵入保護措置。貨物塵埃からの機関区域・居住区域の保護措置。貨物塵埃に晒される人員の保護眼鏡等の着用。)	航海中、通風禁止。	-
A	清浄・乾燥	水分値を運送許容水分値以下に維持 雨中荷役禁止 荷役していない船倉ハッチカバーの閉鎖	4章、5章に従った荷繰り	防塵対策(ビルジウェルに貨物侵入保護措置。貨物塵埃からの機関区域・居住区域の保護措置。貨物塵埃に晒される人員の保護眼鏡等の着用。)	-	表面外観の定期的点検。貨物の流動状態等が観測された場合は、転覆の危険を避けるための措置を執るとともに、緊急入港要請を検討する。
B	清浄・乾燥	可能な限り乾燥維持。 雨中荷役禁止 荷役していない船倉ハッチカバーの閉鎖	4章、5章に従った荷繰り	-	-	-